

## 町民ワークショップ資料

(仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画

(素案 第4章抜粋)

## 目次

## 第1章 推進計画の策定について

- (1) 推進計画策定の趣旨
- (2) 推進計画の体系
- (3) 推進計画の計画期間
- (4) 推進の体制と進行管理

## 第2章 協働の理念（協働をすすめるときの考え）

- (1) 協働により期待される効果
- (2) 協働の原則（ルール）
- (3) 協働の種類（手法）
- (4) 協働の領域
- (5) 地域協働の取り組み

## 第3章 協働の背景（今なぜ協働が必要か）

- 1 人口減少と少子高齢化
  - (1) これまでの河合町の人口推移
  - (2) 今後の河合町の人口推移と人口目標
- 2 町民ニーズの多様化と財政の硬直化
  - (1) これまでの財政状況の推移

## 第4章 施策の展開（協働によるまちづくりを推進するために）

- 1 河合町のまちづくりの方向（課題をこえて）
- 2 協働のまちづくり施策の基本方向
- 3 協働のまちづくり施策の具体的展開
  - ① 基本条例をみんなのものにしよう
  - ② まちづくり活動を活性化しよう
  - ③ 協働によるまちづくりを推進しよう
  - ④ 地域協働に取組もう

## 第4章 施策の展開（協働によるまちづくりを推進するために）

## 1 河合町のまちづくりの方向（課題をこえて）

河合町のまちづくりにおける課題は、推進委員会および町民ワークショップを通して以下のように明らかになってきました。

- 
- ・人口の減少や少子高齢化に伴い、地域を支える人材が不足してきたこと
  - ・地域のつながりが薄れ、課題等への共同での対処が困難になっていること
  - ・地域課題の解決や生活を豊かにする活動は多くあるが、相互の連携が少ないこと
  - ・地域について総合的に考え、取組む仕組みがみられないこと
  - ・町民の主体的なまちづくり活動を支援する仕組みが少ないこと
- 

これら課題を乗り越えて町民主体のまちづくりを進めて行くにあたっての規範として、河合町まちづくり自治基本条例があります。そこに記載されているまちづくりの原点となる基本理念（第3条）は、「町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら」、すべての人が「安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくる」ことを基本においています。

そのためには、「町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の」まちづくりを進めること、「先人が築き、継承してきた」現在の河合町を「次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまち」にしていくこと、「まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本」とすることを宣言しています。

この基本理念を実現するための手段である基本原則には、「参加、参画と協働の原則」、「補完性の原則」、「情報共有の原則」、「健全な行政経営の原則」、「環境との共生の原則」、「多様性尊重の原則」をあげています（第4条）。

このことをふまえ、参加、参画と協働のまちづくりを進めて行くにあたっての基本的方向と具体的施策を示しました。それぞれの具体的施策には、主たる実施主体を記号（  ）で表しています。

## 【注】個別施策の実施主体

記号	意味
	町民が主として担うもの、こと
	協働で行うもの、こと
	行政が主として担うもの、こと

## 2 協働のまちづくり施策の基本方向

これら課題を乗り越えて協働によるまちづくりを進めて行くためには、基本理念と基本原則をふまえ、未来志向であるとともに持続可能なまちづくりを進めて行く必要があります。そこで、推進計画の期間中に町民（団体、地域、事業者等を含む）と町が実践していく方向として、基本条例を町民の共有財産としていく事から始め、基本条例を活かして協働のまちづくりを活性化していくこと、住民（地域）自治を確立していくことをめざします。

基本方向は、以下の4つをあげています。それぞれの基本方向は複数の〔具体的施策〕に展開されます。

基本方向	具体的施策の概略
① 基本条例をみんなのものにしよう	基本条例を周知広報し、みんなのものにする 基本条例の理念・原則を共有する
② まちづくり活動を活性化しよう	活動が生まれやすい環境をつくる 町民のまちづくり活動を支援する仕組みをつくる 町民公益活動団体（NPO）を支援する まちづくり情報の公開・共有と活用 人材育成
③ 協働によるまちづくりを推進しよう	参加・参画を促進する 公共的課題解決のために協働による取組みを進める 参加・参画・協働に対応した行政に変わる
④ 地域協働に取組もう	大字及び自治会等の活性化をはかる まちづくり協議会の形成をめざして地域の活動拠点を整備する

### 3 協働のまちづくり施策の具体的展開

以下に、4つの基本方向のそれぞれについて、具体的施策をあげますが、すべてを行政が実施するものではなく、町民（団体、地域、事業者等を含む）も行政との協働を図りながらまちづくりの主体として実践を担います。

#### ① 基本条例をみんなのものにしよう

基本条例の内容を学習し理解するだけでなく、ふだんのまちづくり活動に基本条例が活かされているという実感を持てることが大切です。

##### ○ 基本条例の周知広報

まず、基本条例の存在と意義について町民に広く周知し理解を深めることから始め、基本条例を学ぶ機会や教材（ツール）を充実させ、さらに、自主的な基本条例広報グループが生まれたときは、学校、地域等で啓発活動を行えるようコーディネートし、支援します。

[具体的施策]

- 基本条例を学ぶ機会を設ける（出前教室、自主勉強会等） 協働
- 基本条例を学ぶツール・メディアを用意する（パンフレット、SNSの活用等） 行政
- 自主的な基本条例広報グループを育て、学校、地域等で啓発活動を進める 町民  
行政はそれを支援する 行政

##### ○ 基本条例の理念・原則を共有する

町民のまちづくり活動や行政施策に基本条例の精神が宿っているか、特に4つの理念、6つの基本原則が貫かれているかを常に確認する必要があります。

また、他自治体において基本条例がまちづくり活動等のさまざまな場面で役に立っている事例を収集し、共有する必要があります。

## [具体的施策]

- 町の施策遂行にあたっては、常に基本条例の理念・原則にもとづき妥当性をチェックする 行政
- 町民のまちづくり活動の中で、基本条例により活動が一步踏み出せている場面があることを認識する 協働
- 他自治体のまちづくり活動において、基本条例により活動が活性化している事例を収集し、共有する 協働

② まちづくり活動を活性化しよう

基本条例は、行政経営を公正で開かれたものとするとともに、町民（地域）のまちづくり活動を活性化し参加・参画・協働型の自治体運営が進むことを目標としています。ここでは、多彩なまちづくり活動が生まれ、育ち、多様な主体（基本条例第2条「大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。」）どうし連携し合っ、住みよい河合町をつくっていくための条件を整えることをめざします。

## ○ 活動が生まれやすい環境をつくる

さまざまな地域課題の解決に取り組む活動、より住みやすい地域を創っていく活動のような公益的活動が町内に多く生まれることが望まれますが、町民が思い立った時（社会課題を認識した時）、いつでも活動を始められる環境を整える必要があります。

## [具体的施策]

- 町民がつながれる「場」、「機会」をつくる（地域ラウンドテーブル（円卓会議）、まちづくりについてのワークショップ開催等） 協働
- 初動期の、志ある小さな活動に寄り添い支援する仕組みをつくる（起ち上げ補助、情報提供、相談・アドバイス体制等） 行政
- 生涯学習の場で、社会的課題について学ぶ機会を設ける（講座、学習会等） 行政

- ・まちづくり活動団体の情報を見える化する（活動・連絡先一覧、パンフレット・HP等による活動内容の紹介、公共施設への情報コーナーの設置） 

#### ○ 町民のまちづくり活動を支援する仕組みをつくる

町民のまちづくり活動、公益的活動を支援し、活性化する仕組みが必要で、一部は行政の制度とする必要があります。

[具体的施策]

- ・町民公益活動、まちづくり活動を支援する仕組みをつくる（公募型補助金制度、専門家の派遣制度、情報提供） 
- ・まちづくり団体どうしの交流・連携の機会をつくる（活動報告会等） 

#### ○ 町民公益活動団体（NPO）を支援する

町民が自発的、自主的に団体を作って社会的課題に取り組む町民公益活動（NPO）は、行政や地域では漏れ落ちる課題に、専門的視点を持って取り組む活動です。このような活動が定着すると、地域社会のウェルビーイングが向上します。

##### ウェルビーイング

厚生労働省では「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」と定義しています。

[具体的施策]

- ・町と町民公益活動団体との協働を推進する 
- ・町民公益活動、まちづくり活動を支援する仕組みをつくる（公募型補助金制度、専門家の派遣制度、情報提供）《再掲》 

#### ○ まちづくり情報の公開・共有と活用

まちづくり活動を行うためには、情報が不可欠です。町民、行政の持つ情報を公開・共有し、活用していく必要があります。

[具体的施策]

- 行政の持っているまちづくり関連情報を公開・共有し、活用する（データの公開、オープンデータシステムの採用、町のHPの充実） 行政
- まちづくり活動団体は、活動内容、成果等の情報を可能な限り公開する（HP、SNS等の活用、チラシ作成、機関誌の発行等） 町民

## ○ 人材育成

まちづくり活動を支える担い手が適正な場所にいる必要があります。リーダーだけでなく活動を部分的に、パートタイム的に支える、多様な人材が求められますし、多様・多彩な人を受け入れ、ともに活動する寛容さも求められます。

[具体的施策]

- まちづくり動に参加し、担う人材を発掘し、育てる（生涯学習講座、各種イベントの実施、団体による活動紹介等） 町民 行政
- 町民公益活動、まちづくり活動を支援し、協働を推進する中間支援組織をつくることを検討する（町民公益活動支援センター、まちづくりセンター等。広域で設けることも考えられる） 協働

### ③ 協働によるまちづくりを推進しよう

地域課題の解決に取り組む活動、より住みやすい地域を創っていく活動のような公益的活動は、単独の団体だけ、行政だけでは成果をあげることは困難です。このため、多様な主体が連携・協働して取り組む必要があります。

協働とは、基本条例では「町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。」と定義しています（基本条例第2条）。

協働は、行政施策の質を上げたり幅を広げたりするとともに、参加型人材を育てるきっかけにもなります。

## ○ 参加・参画を促進する

あらゆる行政施策の分野において、町民の参加・参画を進めて行く必要があります。参加・参画により、町民の自主的、主体的なまちづくり意識が高まります。

## [具体的施策]

- ・ 町民（団体）が参加・参画しやすい環境をつくる（広報の充実、参加・参画の形態、手法の検討。客観的な評価の実施） 行政

## ○ 公共課題解決のために協働による取組みを進める

地域課題の解決のためには、町民（団体）どうしあるいは町民（団体）と行政との協働が効果的です。このため、多様な主体が連携・協働できる仕組み、仕掛けが必要です。

## [具体的施策]

- ・ 多様な主体の連携・協働を促進するための交流の場をつくる（ラウンドテーブル（円卓会議）等） 協働
- ・ 行政施策、事業の協働化を官民で検討する場をつくる 行政
- ・ 町は、民間団体と行政の協働の仕組みを整備する 行政
- ・ 協働を推進する中間支援組織をつくることを検討する《再掲》 協働
- ・ 町は協働にふさわしい施策・事業を洗い出し、町民と情報共有する 行政
- ・ 協働に取り組むための仕組みをつくる（提案公募型協働事業提案制度等） 行政
- ・ 協働に関する総合的な窓口を設置する、協働担当職員を各部署に置く 行政

## ○ 参加・参画・協働に対応した行政に変わる

今後の行政経営は、参加・参画・協働が基本になるので、それに対応した施策立案・実施が必要となります。それに伴って、行政組織も町民の参加・参画・協働を前提とするものに転換することが求められます。

## [具体的施策]

- 行政施策全体を貫く柱に「参加・参画・協働」を置く 行政
- 行政職員の参加・参画・協働に関する理解を深める（研修、活動への参加等） 行政
- 町民参加のワークショップ等でファシリテーション（進行サポート）ができるよう職員のスキルを高める 行政

④ 地域協働に取り組もう

住民自治（コミュニティの自治）は、基本条例でまちづくりの基本とされており（第3条）、「町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う」こととされています（第16条）。この位置づけのもと町民は「自らも活動に参加するよう努めるもの」とされ、町民と町長はそれらの支援をすることとされています（第17条）。

さらに、一定の範囲（小学校区程度）において、町民、大字及び自治会等（第19条）や各種公益活動団体等を包括した「まちづくり協議会」を設置することができることとされています。まちづくり協議会は、「当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うもの」です（第18条）。

住民自治の単位としては、大字及び自治会等とまちづくり協議会の二つの階層があり、それぞれにふさわしい役割分担のもと活動を行います。

## ○大字及び自治会等の活性化

大字及び自治会等は、近隣自治の単位で、地域課題への取組、相互扶助や交流・親睦、見守り、近隣環境維持等の役割があり、まちづくり協議会が設置されても、その重要性は低下するものではありません。むしろ、まちづくり協議会の主たる担い手として全体の意志決定やまちづくり活動に参画します。

## [具体的施策]

- ・ 町民は、大字及び自治会等の役割を認識し、大字・自治会への加入、活動への参加・参画に努める（ただし、大字・自治会への加入は任意です） **町民**
- ・ 町は、さまざまな方法で大字及び自治会等への支援を行う **行政**
- ・ 町は、大字及び自治会等のデジタル化を支援する **行政**

#### ○まちづくり協議会の形成をめざして

まちづくり協議会は、「当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うもの。」で、地域内の住民や多様な主体を包括し、総合的な地域力を高めるための仕組みです。河合町では、まだ形成されていませんが、今後全地域で設立されることを目指して支援を行います。

#### [具体的施策]

- ・ まちづくり協議会の意義に関する情報提供、啓発、意識醸成を推進する **行政**
- ・ 地域住民が、地域課題を明らかにしたり、まちづくりビジョンを描いたりするにあたってのワークショップ等の開催を支援する **行政**
- ・ 地域住民が、地域のことをよく知り、未来を構想できるように、地域に関するデータ等を整理した「地域カルテ」の作成を支援する **行政**
- ・ まちづくり協議会設立に向けた支援を行う（初動期の金銭的支援、情報提供等） **行政**
- ・ まちづくり協議会が行う地域の課題解決などの公益活動への支援を行う **行政**
- ・ 町および中間支援組織は、まちづくり協議会の会計処理、労務管理、デジタル化、等を支援する **行政**

#### ○地域の活動拠点を整備する

まちづくり協議会の範囲はおおむね小学校区程度とされていますが、河合町では、統合前の第三小学校区も協議会の一つの範囲と考え、全部で3つのまちづくり協議会が設置されると見込んでいます。それぞれの協議会の範囲の中に、協

議会の活動・事業を行うための拠点が必要となります。この拠点は、協議会だけでなく、町内のまちづくり活動団体、大字及び自治会等の多様な主体が集い、交流し、活動拠点となる事が期待されます。

[具体的施策]

- まちづくり協議会の活動拠点の整備（公共施設の利活用も含む） 行政
- 誰もが集える場（居場所）づくり 協働 行政

○地域協働の推進

これからは、地域に関わる行政施策は地域（まちづくり協議会、大字及び自治会等）との協働で進めて行くことで、地域に密着したきめ細やかな施策遂行を実現することになります。このため、地域と行政が協働していく地域協働の仕組みを構築していく必要があります。

これまでにも、大字及び自治会等を始めとする地域団体と行政の連携・協働はありましたが、今後はその関係性を見直し、対等かつ主体的な連携体制としていく必要があります。

[具体的施策]

- まちづくり協議会、大字及び自治会等との協働についての協議の場をつくる 行政
- 行政サービスのまちづくり協議会への委託を検討する 協働 行政